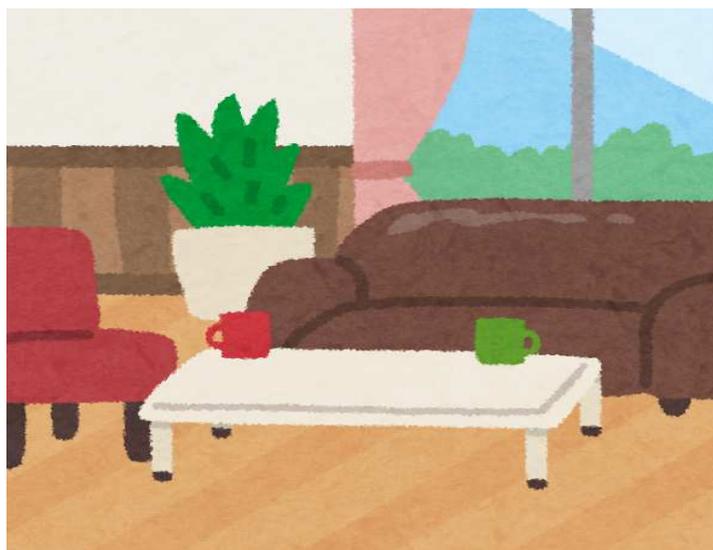


賃貸入居者総合保険



■販売プラン例(保険料・保険金額): 保険期間2年

保険料	13,000円	15,000円	17,000円	20,000円	25,000円	28,800円
家財補償	150万円	260万円	365万円	525万円	795万円	1,000万円
個人賠償責任補償	1,000万円					
借家人賠償責任補償						

■家財補償の保険金額の決め方(販売プランの選択)

家財補償の保険金額は、お持ちの家財の再調達価額に合わせて決めて下さい。
再調達価額を上回るご契約をいただきましても、保険金支払額は再調達価額が限度です。
また、再調達価額を下回るご契約では、万一の場合に十分な補償が受けられない可能性があります。家財補償の保険金額設定時には、下表をご参照下さい。

世帯構成による家財の再調達価額(家財補償の保険金額)の目安

単身(大人1名)	夫婦(大人2名)	夫婦+子供1名	夫婦+子供2名
200万円~500万円	450万円~750万円	550万円~900万円	600万円~1,000万円

【カスタマーセンター】

TEL:0120-223-095

<受付時間>

平日9:30~17:30

【事故受付センター】

TEL:0120-300-762

<受付時間>

24時間365日受付

【お問い合わせ先(取扱代理店)】

【引受少額短期保険会社】

イズミ少額短期保険株式会社
関東財務局長(少額短期保険)
第72号

〒101-0032 東京都千代田区
岩本町 2-6-10

<http://www.izumi-ssi.co.jp>

■地球環境保護のため、保険証券の発行省略をおすすめしています。

ご契約内容はインターネットで24時間365日ご確認いただけます。紙の保険証券発行を省略し、紙の使用量を削減することで、森林資源の保全や地球温暖化防止に貢献することができます。

■弊社お客様ページ『<https://izumi-ins.net/>』にてご契約内容をご確認下さい。



イズミ少額短期保険株式会社

賃貸入居者総合保険

3つの補償が皆様の暮らしを守ります！

	家財の補償					費用の補償				賠償責任の補償
概要	火災	落雷	破裂、爆発	風災、ひょう災、雪災	落下・飛来・衝突等	臨時費用保険金	残存物取片づけ費用保険金	失火見舞費用保険金	仮住まい費用保険金	借家人賠償責任保険金※
	火災(消火活動による水ぬれを含む)によるもの	落雷によるもの	ガス爆発等によるもの	台風・豪雪等によるもの	借用戸室の外部からの物体によるもの	損害保険金が支払われる場合に、臨時に生ずる諸費用	損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な諸費用	借用戸室から発生した火災、破裂または爆発による、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損	損害保険金が支払われる場合に、借用戸室が半損以上の損害を受け居住できなくなったため、負担した宿泊費用および賃貸住宅を新たに賃借する費用	被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故により借用戸室が損壊し、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金等を補償
概要	水濡れ	暴力・破壊行為	水災	盗難	通貨等の盗難	ドアロック交換費用保険金	ピッキング防止費用保険金	借用戸室修理費用保険金※		個人賠償責任保険金
	給排水設備に生じた事故等によるもの	騒じょうまたは労働争議に伴うもの	再調達価額の30%以上の損害が生じたときまたは床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合	強盗、窃盗またはこれらによるもの	通貨、預金証書、乗車券等の盗難によるもの	借用戸室の玄関ドアの鍵が盗難された場合に、被保険者が支出したドアロックの交換費用	借用戸室の玄関ドアの鍵が盗難された場合に、被保険者が支出したドアロックの交換費用	借用戸室に次のいずれかに該当する損害が生じた場合に、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した、その修理費用 (1)家財補償対象の事故による借用戸室の損害 (2)借用戸室内における被保険者の死亡による借用戸室の損害 (3)凍結により生じた借用戸室の専用水道管の損害	日本国内での借用戸室の使用・管理または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金等を補償	
お支払いする場合	<p>○ストーブの消し忘れで、いつの間にかストーブに毛布がかかってしまい出火。ボヤで済んだが、毛布が焼け焦げてしまった。</p> <p>○自宅近くの落雷で、パソコンが故障した。</p> <p>○上の階の洗濯機のホースが外れて自分の部屋に漏水、テレビやオーディオ機器に水が入り故障してしまった。</p> <p>○旅行で家を留守中に空き巣の被害に遭い、現金15万円を盗まれてしまった。</p> <p>等</p>					<p>○泥棒がベランダのガラス戸を壊して侵入した場合のガラス戸の修理費用</p> <p>○玄関ドアの鍵穴にいたずらされ、鍵が使えなくなった場合のドアロック交換費用</p> <p>○冬に洗面所の水道管が凍結し、破裂した場合の修理費用等</p>				<p>○ベランダから過失で物干しざおを落とし、他人にケガをさせた場合の治療費</p> <p>○風呂の水の止め忘れで階下に水漏れが生じ、下の部屋に与えた損害</p> <p>○タバコの火の不始末で借用戸室に与えた損害等</p>

○上記例以外に、事故による費用等を保険金としてお支払する場合があります。また、※の補償の場合、免責額を差し引く場合があります。

○「再調達価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

○「被保険者」とは、借用戸室に入居する方およびその同居する親族および賃貸借契約上の同居人をいいます。